

病床数適正化支援事業の注意事項

- 令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床（一般病床、療養病床及び精神病床をいう。）の削減を行う事業が対象となります。
- 感染症法に基づく医療措置協定により入院医療を提供するために確保している病床その他削減することにより地域の入院医療体制に著しい影響が生じると考えられる病床については、支給の対象外となることがあります。また、下記1～2に該当する病床等は事業の対象となりません。
- 給付金の支給を受けた日から、令和7年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させることはできません。（ただし、知事が病床の増加が必要と認めた場合を除きます。）

- 1 次のいずれかに該当する医療機関については給付金の支給の対象となりません。
- (1) 令和7年9月30日までに廃止した医療機関（令和7年10月1日以降に廃止を予定している医療機関を含む。）
 - (2) 令和7年9月30日までに事業譲渡等が行われた医療機関（令和7年10月1日以降に事業譲渡を予定している医療機関を含む。）
 - (3) 介護医療院等の介護保険施設への転換を行った医療機関
 - (4) 有床診療所から無床診療所への変更を行った医療機関

また、支給額の算定対象となる病床が京都府病床機能再編支援給付金支給要領に基づく給付金の支給を受けていた場合は、その差額のみを支給します。

- 2 次に掲げる病床は給付金の支給対象となる病床から除外します。
- (1) 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
 - (2) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
 - (3) 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
 - (4) 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
 - (5) 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数

- (6) 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14 第7項の規定に該当し、医療法第7条第3条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数
- (7) その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
- ア 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
- イ 放射線治療病室の病床
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）